

厚生委員會議錄第二十二号

昭和二十七年四月十六日(水曜日)

午後二時四十五分開議

出席委員

委員長 大石 武一君

理事青柳 一郎君 理事丸山 直友君

理事豆 四郎君 理事岡 良一君

新井 京太郎君 高橋 等君

寺島隆太郎君 堀川 恭平君

松永 佛骨君 松井 豊吉君

菊田アサノ君 寺崎 覺君

出席政府委員

厚生政務次官 松野 頼三君

厚生 技官 山口 正義君

(公衆衛生局長)

委員外の出席者

参議院議員 藤森 眞治君

参議院議員 谷口弥三郎君

参議院議員 中山 壽彦君

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

専門員 山本 正世君

四月十六日

医療法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第三号)

同月十五日

旅館業法存続の請願(畠山鶴吉君紹介)(第二一五七号)

国立伊東温泉病院存続の請願(大石武一君紹介)(第二一六五号)

受胎調節普及のため個別指導員に保健婦を加入の請願(大石武一君紹介)(第二一六八号)

連合国の要求に基づく政府の命により兵器爆発物処理中殉職者の国家補償

に關する請願(佐藤重遠君紹介)(第二一六九号)

母子福祉法制定の請願外一件(大内一郎君紹介)(第二一七〇号)

遺族援護強化に關する請願(大石ヨシエ君紹介)(第二二〇六号)

国立山形病院存続の請願(岡司安正君紹介)(第二二〇七号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法案の適用範圍拡大に關する請願(佐々木盛雄君紹介)(第二二二九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

医療法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第三号)

○大石委員長 これより會議を開きます。

ただいま当委員会に付託になりました医療法の一部を改正する法律案を日程に追加して議題とし、審査に入りたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と仰る者あり。

○大石委員長 御異議ないものと認めまして、提案者より趣旨の説明を聴取いたします。提案者参議院議員藤森眞治君。

医療法の一部を改正する法律案

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七十條第一項第一号中「耳鼻いんこう科、」の下に「気管食道科、」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○藤森参議院議員 ただいま議題になりました医療法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

医療法第七十條の診療科名に關する規定は、医師の行う診療内容の正しい表示と、これによつて公衆が誤りのない医療を受けることができることを目的として定められるものでなければならぬのであります。現代医学がますます専門分科的に深まつて進歩しつつある現状から見まして、診療科名も、公衆の利便をはかるためには、当然學問的基礎の上に立つて、ともに推移して行かねばならないと考えられるのであります。昭和二十五年に、当初内科以下十科であつた診療科名に、神経科の外五科が追加されましたのも、ひつきようこの要請を満たすための措置であつたのにはかならないのであります。

ここに提案いたしました法律案も、このような見地から提出いたしましたものであります。最近の氣管食道に關する研究並びに技術の著しい進歩を見ますと、その發達は實に顯著的のものであります。従来考えられておりました耳鼻咽喉科や内科の一部に属しているというような觀念からは遠く離れて、一言で申しますと、間接診断か

ら直接診断治療に飛躍した特殊の性格を備えたものになつて來たのであります。他面、日本氣管食道学会は、日本医学会の一専門分科学会として、また國際氣管食道学会の一員として、多くの研究業績を發表いたし、わが国のみならず、世界の医学の進歩に貢献している状況であります。

以上のような見地から、この新専門分野における診療科名を医療法中の診療科名に追加しまして、一般公衆に周知せしめることが、國民医療の向上の点から見まして、重要な意義を持つものであると信じますので、ここに本法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○大石委員長 本日はこれにて散会いたします。明日は午前十一時より開会の予定であります。

午後二時四十八分散会

昭和二十七年四月十九日印刷

昭和二十七年四月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所